

〈児童手当 制度改正 手続きフロー〉



：はい



：いいえ

現在下野市から児童手当の支給を受けていますか

高校生年代のお子さんがいますか

2人以上でお子さんを養育している場合、
所得の高い方の職業は公務員ですか

高校生年代のお子さんは、
下野市に住民登録されていますか

職場にてお手続きを
お願いいたします

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、そ
の兄弟を含めて3人以上
のお子さんがいますか

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、そ
の兄弟を含めて3人以上
のお子さんがいますか

所得の高い方の住所地は下野市ですか

④

⑤

手続き
不要です

所得の高い方の住民登録地
で申請をお願いします

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1
生）がいて、その兄弟を含めて3人
以上のお子さんがいますか

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、
その兄弟を含めて3人以上のお子さんがいますか

手続き
不要です

①

②

③

- ① 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください
- ② 「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください
- ③ 「認定請求書」を提出してください
- ④ 「額改定請求書」及び「別居監護申立書」の提出が必要ですので、子育て応援課までご連絡ください
- ⑤ 「額改定請求書」、「別居監護申立書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が

必要ですので、子育て応援課までご連絡ください